

令和8年度 新潟空港おでかけ大作戦広報等業務 委託仕様書

1 事業目的

本業務は、新潟空港整備推進協議会（以下、「空整協」という。）において、新潟空港の路線維持・拡大を目的に、新潟空港のアウトバウンド（新潟空港国際線及び国内線を利用する新潟発の旅行等）利用を活性化させるために実施するものである。

2 委託業務概要

新潟空港に就航する航空路線の認知拡大に加え、利用意向の喚起から実際の利用行動へ結びつけるための効果的な広報及び利用促進施策を一体的に提案・実施すること。

(1) 広報の実施

① 目的

以下例示等の情報発信により、新潟空港のアウトバウンド利用の拡大を目指すもの。

【情報発信内容例】

- ・ 航空機利用（直行便・乗継便）の利便性や時間短縮効果及び選択肢の広がり
- ・ 国際線及び国内線直行便並びに国内線乗継によりアクセス可能な国内外就航地の魅力及び観光情報等
- ・ 運航ダイヤ等の最新動向
- ・ 航空機利用への心理的ハードルを下げるもの など

② 広報対象

世代、性別、属性（職業等）等は限定しないが、近隣県を含めた新潟空港利用可能圏をカバーし、提案内容に応じて重点的に広報を行うターゲットを設定すること。

③ 使用媒体

目的、広報対象に沿った媒体を選定し提案すること。なお、媒体は複数選定し、実施時期とあわせて企画提案書において示すこと。媒体は、オンライン・オフラインを問わない。

④ 実施時期

夏休み、年末年始等の旅行シーズン前、及び令和9年のグリーンシーズン前（令和9年2～3月）を中心に実施すること。

(2) 利用促進施策の企画・実施

① 目的

下記ア～イ、それぞれの事業目的に沿った利用促進施策を実施すること。

ア 「新潟＝台北線」の利用促進

円安や物価高の影響により、海外旅行に対する費用負担感が高まり、海外渡航需要が十分に戻り切っていない状況。海外旅行再開のきっかけとなる即効性のある取組を実施し、「新潟＝台北線」の利用促進を図るもの。

イ 新潟空港国内線直行便及び乗継利用を促す利用促進

新潟空港からの直行便利用の更なる促進に加え、国内線から国際線及び国内線から国内遠方への乗継需要の獲得を目指すもの。

なお、当該利用促進策の実施及び広報に要する経費の総額は 15,000 千円（消費税及び地方消費税、並びに印紙税を含む）以上となるよう提案すること。

② 利用促進施策の内容

新潟空港利用者に対し、インセンティブを付与する等、新潟空港を利用する動機付けがなされるような内容を提案すること。

③ 利用促進施策の広報

利用促進施策を周知する広報活動を併せて実施すること。

なお、広報媒体はターゲット層及び提案内容に沿ったものを選定し、実施時期とともに提案すること。媒体は、オンライン・オフラインを問わない。

④ 実施時期

ア 「新潟＝台北線」の利用促進

夏休み時期から降雪前（12 月前半頃）の期間の旅行を促進することを目的に、実施期間を設定すること。

※ 降雪時期以降はインバウンド需要が強くなる傾向にあるため、それ以前の時期にアウトバウンド需要を高め路線全体の利用率を底上げすることを狙うもの。

イ 新潟空港国内線直行便及び乗継利用を促す利用促進

国内線の利用率が低迷傾向にある冬期を中心に実施期間を設定すること。

ただし、令和 9 年 2 月末までに（インセンティブ付与等を含む）事業を完了させること。

(3) パスポート取得代金支援事業（以下、「パスポート支援」という。）の実施に係る事務局及び広報業務

① 概要

新潟空港のアウトバウンド利用促進を目的に空整協が別途実施するパスポート支援について、必要な事務局業務及び広報業務を委託するもの。

② パスポート支援概要

項目	内容
支援対象者 ※1,000 人を 上限とする。 ※年齢制限なし	以下の要件を全て満たす者 ・新潟県、山形県及び福島県在住者 ・令和 8 年度中にパスポートを新規取得又は更新 ・令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 15 日の間に 新潟空港国際線を往復利用
支援内容	新潟空港共通利用券（以下、「共通利用券」という。）3,000 円相当を付与 ※搭乗前にパスポート及び往復搭乗券を確認し付与

※ 共通利用券…新潟空港内のテナント及び駐車場で利用可能なクーポン券

③ 事務局業務の内容

審査の結果、要件をすべて満たすと認められる者に対し、共通利用券を付与するもの。

ア 共通利用券の配布

共通利用券の配布方法を提案すること。

新潟空港内に配布場所を設置する場合は、運航状況を踏まえ、利用者の利便性に配慮した開設日及び時間帯とすること。

また、配布場所の設置にあたり必要となる設置場所の借用、人員配置等に要する経費は受託者の負担とし、見積額に含めること。

なお、人員配置にあたっては、新潟空港インフォメーション等、新潟空港内で日常的に営業している事業者等への再委託も認める。

イ 審査・交付

パスポート及び搭乗券等により、上記②に定める要件を満たしていることを確認し、共通利用券の交付を行うこと。

なお、共通利用券は空整協から受託者へ事前に交付する。

また、同一搭乗券による複数回の申請・受領を防止するため、適切な措置を講じること。

ウ パスポート支援に関するアンケート

空整協が別途用意する内容に基づき、利用者を対象としたアンケートを実施すること。

エ 問い合わせ対応

申請者からの問い合わせに対応できる体制を構築すること。

なお、問い合わせ対応にあたっては、電話回線を準備し従業員を事務局に常駐させることを必須とするものではないが、問い合わせから24時間以内（土日祝日を除く）を目安に回答ができる体制とすること。

④ 広報業務

パスポート支援制度の広報活動を実施すること。

広報時期や使用媒体は限定しないが、以下を含め、効果的な手法を提案・実施すること。

- ・チラシ作成（A4片面 30,000部）
- ・ポスター作成（B2片面 1,000部）
- ・チラシ及びポスターデータのデータ納品

(4) 進捗状況の報告

受託者は、本事業が円滑に行われるよう、委託者と連携を密にし、適宜調整を図りながら事業を実施すること。

(5) 実績報告書の作成、提出

委託業務終了後、実施結果及びその効果についてまとめた「実績報告書」を作成し提出すること。実績報告書には、次に掲げる事項を含めること。

① 統計データ式

利用促進施策等への参加者や、広告媒体ごとの情報到達人数(WEB 広告については表示回数、クリック数、クリック率、クリック単価等を含む)、年齢層、性別、居住地等の数値を可能な限り捕捉し、分析のうえ報告すること。

② その他委託者が指示するもの

5 委託料の支弁の対象となる経費等

(1) 支弁の対象となる経費

本業務を遂行するために必要な経費のうち、通常業務と区別して経理することが可能な経費とする。対象となる主な経費は次のとおり。

- ① 人件費 受託者の従業員が当該業務に従事した分に係る給料手当、社会保険料等
- ② 消耗品費 各種事務用品、広報に係る印刷製本費等
- ③ 旅費交通費 受託者の従業員等の費用弁償旅費
- ④ 役務費 通信運搬費、広告料等
- ⑤ 賃借料 機材借上料、会場借上料等
- ⑥ 雑費 上記①から⑤に含まれないその他の雑費
- ⑦ 一般管理費 当該委託業務に関する管理費用
- ⑧ 上記①から⑦に係る消費税及び地方消費税に相当する額

(2) 支弁の対象とならない経費

次に掲げる経費は対象外とする。

- ① 国、地方公共団体等の補助金、委託費等により支弁されている経費
- ② 土地、建物等を取得するための経費
- ③ 施設や設備を設置又は改修するための経費
- ④ 飲食に係る経費
- ⑤ 当該事業との関連性が認められない経費

6 留意事項

- ・ 受注者は、著作権などの問題が生じないように配慮すること。
- ・ 本業務の実施に伴う、著作権など一切の権利については委託者に帰属することとし、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用ができるものとする。
- ・ 受託者は、本業務に関するホームページなどの全ての作成物について、電子データを委託期間終了までに委託者へ提出すること。また、委託期間終了後も、委託者が本業務に関する作成物の電子データ等の提出を求めた場合は、これに応じること。

7 その他

- 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意のうえ変更することができるものとする。
- 受注者は、本業務において、本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議してこれを定めるものとする。